

兵高教組

週查情報

2014年6月20日 8号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

日々研修不承認問題で人事委員会に措置要求 県教委、回答不能に

県教委は、教職員課長名で各県立学校長に「教育公務員特例法第22条2項に基づく研修の承認について」(2012年3月30日付)を通知しました。その中で、「今後は、原則として、定時制課程における課業期間中に行う自宅での職専免研修は承認しないものとするので、適切に対応するよう」求めたのです。2012年4月から定時制課程においては、日々研修が全ての学校で取れない状態になりました。高教組の組合員は、教特法で保障された研修権を一遍の通知で奪う県教委の行為に対して、2013年7月30日付で人事委員会に措置要求を行い、現在人事委員会で争われています。

定時制高校における日々研修は、法律によって保障された権利

定時制高校では、勤務時間の開始から職員打合せや授業開始までの間に、自宅等で研修を行うことが可能な時間帯があります。この時間帯を活用し、定時制高校では、長期休業中以外でも研修が行われていました（いわゆる『日々研修』）。県教委が右に示した通知によって研修を不承認にするということは、法を通知で否定するという違法行為そのものです。また研修の承認を与える権限は、県教委ではなく校長にあります。校長の承認権は法令で定められたものであり、法令事項を通知で事実上否定することも違法です。

通知の撤回を求めて人事委員会へ措置要求

2013年7月30日に、高教組の組合員が、通知は不当であるとして、人事委員会に措置要求しました。要求事項は、次の通りです。①県教委の通知を撤回させること。②学校長が各事情を検討した上で承認、不承認を行うことができるよう必要な措置をとること。③当該校の高校校長は、研修承認申請を受理すること。④校長は、検討することなく、原則として一律に承認を拒否するという処分を行わないこと。⑤不承認を取り消すこと。

県教委、回答不能に

現在も人事委員会で文書のやりとりが行われています。県教委は、なぜ課長名の通知によって、法律が保障している研修権を否定できるのか、また法令に定められた校長の承認権を否定できるのか、につ

いて答弁不能となっています。また具体的に記述された研修願いの内容についても一切問題点を指摘できない状況になっています。研修権を守るたたかいを強化していきましょう。これからもご支援をよろしくお願いします。

2012年3月30日付 県教委通知

各県立学校長様

教育公務員特例法第22条第2項に

基づく研修の承認について

教職員課長

教育公務員特例法第22条第2項に基づく研修(以下「職専免研修」という。)については、その内容や実施態様から保護者や地域住民の誤解を招くことのないよう、従前から適正な運用に努めていただいているところです。

従来、高等学校定時制課程において、課業期間中に自宅研修を認めてきた経緯がありましたが、社会通念上このような職専免研修を認めることは適切ではないとして、多くの学校において行われなくなりました。

このため、現在ではほとんどの学校において、このような運用はなされておらず、一部の学校の特定の教員のみが、この自宅研修を行っている状況です。

このような状況を考慮し、今後は、原則として、定時制課程における課業期間中に行う自宅での職専免研修は承認しないものとしますので、適切に対応するようお願いします。